

情報通信技術地域人材育成・活用事業交付金交付要綱について【補足事項】

1 交付の申請について

交付要綱第5条の「大臣が別に定める日」は2月25日とする。なお、交付要綱第4条第2項に規定する事業については2月19日とする。

2 財産の処分制限期間について

交付要綱第21条第2項の「大臣が別に定める財産の処分制限期間」は、総務省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号）、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）において規定されるところによるものとする。

3 交付対象施設等について

交付要綱別表の「これらに附帯する経費」には、調査費、設計費、資材運搬費、総合測定費、現場管理費等交付金事業に必要な経費が含まれる。

4 財産処分について

交付要綱第22条で定める「大臣が別に定める基準」は総務省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準（平成20年4月30日総官会第790号）に定める包括承認事項のほか、次のとおりとする。

- (ア) 災害又は火災により全壊、半壊、流失、全焼又は半焼した建物の取り壊し並びに建物以外の工作物を取り壊し及び設備の廃棄による財産処分である場合。
- (イ) 交付金事業者と同一の市町村（市町村の属する都道府県を含む。）及び市町村の連携主体と同一の市町村への無償による転用のための財産処分である場合。
- (ウ) 現に交付金が交付決定されている交付金事業において、情報化の進展に対応した住民サービスの向上を図るため、本事業で設置した設備の一部を当該間接整備事業者以外の者に利用させる場合

5 その他

交付要綱に定める様式第1号から様式第15号までの用紙は、電子ファイルで申請する場合も含め、日本工業規格A列4番によるものとする（添付書類等を除く。）。